

店報



美浦

平成30年 (2018)

2月号

No. 671



清々しい笑顔で新たなスタートライン！
(平成30年成人式／美浦村中央公民館にて)

鈴木 彩緒里さん

本日は、私たちのためにこのような盛大な成人式を開催していただき、誠にありがとうございます。こうして成人を迎えられたのも育ててくれた家族と見守ってくださった学校や地域の皆さまのおかげです。

新成人の皆さんは、今どのような思いで、このハレの場に立っていますか。いよいよ大人になるのだという気概や懐かしい友人との再会にワクワクする気持ち、様々な思いが胸にあると思います。そんな皆さんの表情やお世話になった先生方の顔を見ると、この壇上に立つ緊張もほぐれ、まるで中学生のころに戻ったような気分になります。皆さんはあの頃から今日にいたるまでどのくらい成長できましたか。大人の仲間入りをした実感はありますか。正直なところ私にはまだ実感がありません。自分で何かを成し遂げたことよりも人から教わることのほうが多く、今年から大学三年生になりますが、専門分野の入り口にやっと入ったばかりで、大人になるのはまだまだ先のこのように感じます。それでも昨年は、少しでも成長するためにサークルの会長を務め、人を信用し仕事を任せることや、みんなをまとめ企画を遂行することの難しさが分かり、自分のいたらないところを見つけることができました。皆さんも職場や学校で指導を受けること、自分の力不足を痛感することもあるでしょう。未熟なところと向き合ってベストを尽くすことで、少し

知久 涼兵さん

本日はこのような盛大な式を開いていただき、本当にありがとうございます。

私は、この日を迎えるにあたって20年間を振り返ってみました。私は、ここまで育ててくれた両親をはじめ、私と関わってくださった方々に感謝いたします。学生である今、成人の自覚を初めて持つのは社会に出てからののだと思います。今は、今できることを精一杯行いたいと思います。人によって様々だと思いますが、私としては、一生付き合っていけるような人との繋がりを持つことや、自分の価値観や感性を磨くこと、ぶれない自分を持つことなど、社会でやっていける力を身に付けることが今できることだと考えています。

まだまだ未熟ですが、今できることを精一杯行い、社会人としての準備をして責任を持ってこれからの生活を見直していきたいと思います。



ずつでも立派な大人に近付いていけるのだと思います。

現在、私は大学で植物の基礎から最新の研究まで幅広い内容の講義を受けています。テストや課題に追われることもあります。興味のある分野について色々なことを学べて楽しいです。皆さんもそれぞれに選んだ道で、やりたいことや叶えたい夢に向かって日々頑張っていると思います。日々の仕事や夢への課題、一つ一つを乗り越えて少しずつ進んでいきましょう。



青野 太一さん

本日はこのような盛大な式典を開催していただき誠にありがとうございます。また、お忙しいなかご臨席いただきました来賓の方々にも重ねて御礼を申し上げます。本日、私たちは無事に成人を迎えることができ、地元を離れている私としては、久しぶりに再会した同級生たちの成長した姿を見て、大変嬉しく、また懐かしさを感じております。

さて、私はこの日を迎えるにあたり、この20年間を振り返ってみました。すると私の人生は、多くの人に出会い、支えられていました。その出会いの中で多くのことを学び、感じ、経験してきました。このような経験は私自身を大きく成長させてくれました。成人を迎えた今、「一人前の大人」になれたと言える自信はありません。

それでも今日、胸を張ってこの場に立っていただけるのは、このような経験を与えてくれた人たちに、そして苦楽を共にし今日成人と一緒に迎えたこの仲間たちに出会えたからです。「人と人の出会いに感謝する」成人を迎えた今だからこそ、このことを大切にしていきたいと強く思いました。私たちの人生はまだ始まったばかりです。これからも多くの人に会おうでしょう。これからは自由と責任に満ちた大人たちの社会を生きていく私たちですが、どんな時でもこれまでの出会いに感謝し、これからの出会いを大切にしていきたいと思います。

最後になりますが、これまで支えてくれた両親をはじめとする方々に感謝を申し上げて、新成人代表の意見発表とさせていただきます。



新成人の主張

新成人代表の3名が意見発表を行いました。



実行委員さんお疲れさまでした

夏ごろから成人式に向けて準備をしてくださいました。

- ・司会進行 秋元 隆峰さん・星野 江梨さん
- ・ビデオ作成 吉原 知宏さん
- ・開式の辞・閉式の辞 若林 優花さん
- ・ピアノ伴奏 佐藤 光里さん

美浦村内に住宅を取得して定住された方に 「美浦村定住促進奨励金」を交付します

～今年の申請は「平成25年1月2日から平成29年1月1日まで」に住宅を取得した方が対象です～

美浦村では、定住人口の増加促進と活力あるまちづくりの推進を図るため、「美浦村定住促進条例」を制定し、村内に取得した新築住宅または中古住宅に継続して居住された方に、固定資産税相当額を基本とする定住促進奨励金を交付しています。

この奨励金の申請期間については、一昨年は「当該課税年度の年度末3月1日～31日」でしたが、昨年度から「当該課税年度の固定資産税を完納した時点から年度末3月31日」の間、申請できるようになりました。

対象となる住宅

平成25年1月2日～平成29年1月1日までに取得した住宅が対象となります。
※相続により住宅を取得した場合を除きます。

奨励金交付の対象者

居住するために美浦村に住宅を新築または購入し、その住宅に美浦村の住民として定住する方が、定住促進奨励金交付の対象者となります。

ただし、同世帯に次のいずれかに該当する方がいる場合は対象外です。
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
・過去にこの定住促進奨励金の交付を受けたことのある方
・村税および各種使用料、その他村の税外収入金を滞納している方

奨励金の額・交付期間

【奨励金の額（年額）】

納付した固定資産税のうち、「奨励金の対象となる住宅」および「奨励金の対象となる住宅の敷地」が申請者名義または同世帯の親族名義である場合は、その住宅および敷地に係る固定資産税の年税額相当額が奨励

金として交付されます。

ただし、取得した住宅により奨励金の限度額が次のとおり設定されています。

- ・新築住宅：年額20万円まで
- ・中古住宅：年額10万円まで

【奨励金の交付期間】

原則3年とします。ただし、4年目以降も同世帯に義務教育終了前の子がいる場合には最長5年まで延長されます。

※交付期間は該当物件に固定資産税が課税された初年度から起算します。

※申請期間を過ぎた場合は、その年度の定住促進奨励金の交付はできませんのでご注意ください。

奨励金交付までの流れ

申請期間内に、「定住促進奨励金交付申請書」に必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して役場企画財政課に提出してください。

なお、交付期間中は、年度ごとに奨励金の交付申請が必要です。

【添付書類】

- ①住民票謄本（統柄記載のあるもの）
- ②土地の登記事項証明書
- ③住宅の登記事項証明書
- ④定住誓約書
- ⑤村税等納入状況確認承諾書
- ⑥定住促進奨励金に係る共有名義者同意書

※同意書は、申請に係る土地・住宅が共有名義の場合に必要です。

※2年目以降の申請には、「添付書類②③④」の添付は不要です。

【交付申請書の申請期間】

当該課税年度の固定資産税を完納した日から年度末3月31日まで。

※役場閉庁日は申請できません。

◇申請例 平成28年1月2日～平成29年1月1日の間に住宅を取得した場合の奨励金の申請期間は、平成29年度課税の固定資産税を完納した日から平成30年3月31日まで。

ケース別 私に交付の対象になりますか？

《住宅取得後、美浦村に定住することを前提として…》

現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地を取得して、その土地に住宅を新築します。

○ 対象

現在、村外に住んでいます。これから美浦村の土地と住宅を購入します。

○ 対象

現在、美浦村内に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村の土地を取得して、住宅を新築します。

○ 対象

現在、美浦村内に住んでいます。持家はありませぬ。これから美浦村内の土地と住宅を購入します。

○ 対象

美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して自分名義にし、自分名義の住宅を新築します。

○ 対象

美浦村内にある親名義の住宅敷地を分割して、親名義のままの土地に自分名義の住宅を新築します。

△ 対象ですが

対象になるのは、住宅に係る固定資産税相当額のみです。

現在、美浦村内の持家に住んでいます。新たに美浦村内の別の土地に住宅を新築（購入し、転居）します。

× 対象外

現在、美浦村内の持家に住んでいます。住んでいる住宅を建て替えます。

× 対象外

美浦村内の自分名義の土地に、居住用と営業用の併用住宅を新築します。

△ 対象ですが

対象になるのは、居住用部分に係る固定資産税相当額のみです。

美浦村内にある住宅を、相続により取得しました。

× 対象外

【お問合せ先】

役場企画財政課 ☎029-885-0340 (内)208

美浦村ふるさと応援寄附金の「返礼品」で自慢の商品を全国にアピール!

新規協力事業者募集

平成20年度からスタートしたふるさと納税制度。村では、寄附者にお贈りする返礼品のリニューアルを平成27年度に行い、全国の皆さまから大変好評をいただいております。

この返礼品について、ご協力いただける事業者を随時募集しています。返礼品を通して美浦村をPRするとともに、あなたの自慢の商品を全国にアピールする絶好の機会です。ぜひ、ご検討をお願いいたします。

これまでの寄附状況（平成29年12月末現在）

年度	件数	金額
平成26年度	39件	42万5千円
平成27年度	1,128件	2,380万3千円
平成28年度	625件	1,755万8千円
平成29年度	415件	1,113万2千円

● 募集する返礼品 次のいずれかの要件を満たす商品

- ・美浦村や霞ヶ浦の魅力を「体感できる」「楽しんでいただける」「懐かしんでいただける」商品
- ・地域産業の振興に繋がる要素をもつ商品
- ・美浦村で生産・製造・加工されているもの、村内の原料を使用しているもの、村内で販売されているもののいずれかに該当する商品
- ・村のPRにつながる商品やサービスを提供できる商品
- ・品質および数量の面で安定供給が見込める商品(ただし期間限定・数量限定で供給可能なものは可)

※詳細については、企画財政課窓口配置もしくは村ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。

問合せ先 役場企画財政課 ☎029-885-0340 (内)208

むらの 話 題



地域の話題をお待ちしています
 ◎総務課・広報係
 ☎029-885-0340内線205

美浦ライオンズクラブ

村内小学校で薬物乱用防止教室

12月19日、美浦ライオンズクラブ（塚本光司会長・会員26名）が大谷小学校で「薬物乱用防止教室」を開催しました。参加した6年生児童は口頭での説明と映像で薬物の危険性について学習したあと、代表児童が前に出て



ライオンズクラブメンバー扮する薬の売人からの誘いを断るロールプレイングを行いました。ライオンズクラブは地域単位等で結成される社会奉仕団体で、今回のように児童を対象とした啓発活動や、地域の美化、献血・献血運動等、社会のため様々なボランティア活動を行っています。特に美浦ライオンズクラブでは「薬物乱用防止教室」を重点活動に設定しており、毎年村内のすべての小学校に赴き開催しています。この地道な活動が子どもたちの明るい未来に繋がるといいですね。

霞ヶ浦湖畔ウォーキング



12月16日、抜けるような青空のもと「第6回霞ヶ浦湖畔ウォーキング」が開催されました。村文化財センターを発着地点に、霞ヶ浦湖畔を周遊する12.5kmのコースです。また、今回は村のウォーキング教室との合同開催とし、同教室の講師である根本さん（2003年世界陸上競歩20km日本代表選手）にも参加いただきました。66名が参加され、スタート前には「こんなに長い距離を歩いたことがないので不安」という声も聞かれましたが、先生の指導を受けながら全員が完歩しました。

フリーダムS.C.県南日立杯優勝



第10回茨城県県南チャレンジ日立杯サッカー大会が12月9日・10日に土浦市新治運動公園、かすみがうら市わかぐり運動公園で開催され、フリーダムサッカークラブが3年ぶり2回目の優勝を果たしました。県南地区4年生以下の40チームが熱戦を繰り広げるなか、普段の練習の成果を遺憾なく発揮することができました。

フリーダムサッカークラブは、サッカー好きの仲間を歓迎します。（年中～小学4年生まで）
 ☎090-4074-7799（代表・中根）

包丁を研いで

13年！



高橋和美（かづみ）さんは、ボランティアで村の保健センター、中央公民館や木原小学校等、公共施設の調理室の包丁を研ぎ続け13年になります。学校の評議委員を務めていたことや、社会福祉協議会で実施している男の料理教室に参加したことがきっかけでこの活動を始めたそうです。とにかくボランティアが好きという高橋さん、包丁だけでなく、壊れているものを直したり、地区内のゴミ箱の蓋を取り付けたりしてくれているそうです。常に目的意識を持って、感謝の気持ちを忘れずに」という気持ちで取り組んでいるそうです。高橋さん、いつもありがとうございます。

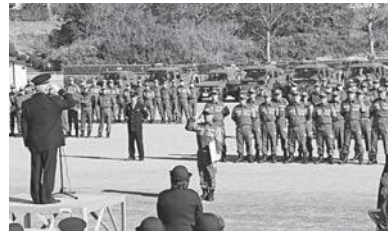
キッズカンパニー社長が納税に

12月19日、木原小学校が金銭教育の一環として行っている「キッズ☆カンパニー」の社長である6年生4名が村長室を訪れ、村産業文化フェスティバルで得た売上金の一部11,366円を「税金」として村に寄付しました。

この取組は美浦村商工会青年部等の協力のもと4年前から行われており、今年は6年生41名が4つの模擬会社を設立し、材料の栽培から商品の企画・販売まで、現実さながらの事業活動を行いました。児童たちは「会議をして会社がなぜまとまらないのかを話し合い改善した」「ホットケーキミックスは1袋で作れる数が毎回違うから材料の計算が大変だった」等、経験したことや気付いたことをしっかりと報告しました。中島村長は「将来を見据える学習になったのでは。みなさんの将来に大きな期待を抱いています」と言葉をかけていました。



美浦村消防出初式



1月6日、光と風の丘公園で美浦村消防出初式が行われました。式には、村消防団員やいなほ消防署員ら約270名が参加。姿勢・服装・規律的な動作等を来賓に披露しました。また、消防活動功労者等の表彰が行われ左記の方が表彰されました。

《敬称略》

- ◎茨城県知事表彰 永年勤続功労章20年
葉梨 雅人(第1分団)、宇津木 俊博(第2分団第2部)、塚本 真一(第2分団第2部)、坪井 健治(第2分団第3部)、坪井 悟(第2分団第3部)、沼崎 正宏(第2分団第4部)、坂本 克裕(第4分団第2部)、堀越 浩治(第7分団第1部)、平野 総雄(第7分団第2部)、坂本 賢一(第10分団)、谷畑 広行(第10分団)
- ◎茨城県消防協会県南南部支部長表彰
消防特別功労者 指導員 坂部 正樹
指導員 諸岡 稔征
- ◎第68回茨城県消防ポンプ操法競技大会県南南部地区大会表彰
小型ポンプの部 第3位 第4分団
稲敷地方広域市町村圏事務組合消防長表彰
操法大会出場分団 第4分団
- ◎消友会会長表彰
操法大会出場分団 第4分団
- ◎美浦村長表彰 優良分団 第4分団
- ◎美浦村長並びに美浦村消防団長表彰
操法大会出場分団員表彰 第4分団21名

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 題「酔」一字以上詠み込み有季無季随意

酔ったふりして座を盛り上げる下戸の親父の隠し芸
田島草美
酔って帰れば気遣いみせた妻も今では高いびき
高橋一步
酔えば陽気に歌など歌い醒めりや無口な昭和父
石戸葎華
酔いが言わせる夫の愚痴を受けて優しく包む妻
飯塚筑風
せて酔いたや楽しき夢に音色寂しき除夜の鐘
山口老路
酔いが乗せてく故郷の空に飯場男の夢の中
塚本夏雲
酔ったふりしてあなたの胸に夢は無情に覚めて消え
長谷川悦子
ジャンプ、スピンと華麗な演技フィギュアスケート酔いしれる 伊藤葉子
酔って炬燵に背中の丸い惚ぶ父母初夢の中
小蘭江久美
気品あふれて格調高い舞いの姿に酔い痴れる
門脇悠美
酔いは一晩後悔一生妻の言葉をかみしめる
増尾青蓮
好きな仲間と音楽談議酔いも手伝い盛り上がる
木村幸子
酔って討論在りし日笑う同じ話で笑い合う
沼寄朋香
仕事疲れも一杯飲み屋徳利増えれば酔い心地
関根秀子
電車下りたら北風受けて酔いがすっかり覚めちゃった
武田かずお
一月の俳句(題 当季雑詠)
観音の咫尺に侘助燃え盛る
青野安佐子
騎初の馬衣びようびようと筑波風
石毛恵美子
持ち帰るみくじ大吉叶う夢
海道民子
門松や侘びし我が家を飾りおり
木澤はしめ
躍り口そろり和の人秋の風
杉本藻人
竹馬の後ずさりして道教え
高柳幸子
去年今年憂きことすべて置き去りに
田島早苗
あらどうも一声かけて除夜詣
中田ふじえ
初場所や尽きぬトランプ国技泣く
中島輝子
年明けて絵文字メールのおめでとう
長田敏笑
石地藏誰が供ふか飾り餅
松葉よしの
初筑波福分け受ける日差かな
松本秀子
静かなり初嘶きや美浦の里
宮美也香
寒くとも毎月につこり石地藏
矢原はつひ



おめでとう

美浦所属馬 J・G I 制覇!

「第140回中山大障害」

オジュウチョウサン号



平成29年12月23日、中山競馬場（4100m・芝コース）で行われた第140回中山大障害において、美浦トレーニング・センター和田正一郎厩舎所属のオジュウチョウサン号が2連覇を達成しました。

中山大障害2連覇、J・G Iでは4連覇のかかった今回のレース。序盤から先頭馬が後続を大きく引き離し、後続がそれを追いかける形となりましたが、障害を華麗に飛越しつつ、ゴールに近づくとともに徐々に差を詰める。最終コーナーを回ったところではまだ差が開いていましたが、ゴール前で一気に加速し先頭の馬をかわしてゴール。見事優勝しました。

担当の長沼厩務員は、「もともと頭が良い馬で、パワー、スピードも以前と変わらずという感じでしたが、ケガの影響が若干心配でした。馬をゲートに入れた後は勝利を信じて、ラジオを聞いていましたが正直先頭の馬までは届かないかと思いました。後で映像で見たら、ゴール前で感動的に抜いてくれました。今後も感動したと皆さんに言ってもらえるようなレースを見せられるよう日々努力をし、良い状態で望んでいきたい。」と語ってくれました。今後は、馬の体力と脚の回復を優先してレースに望んでいければとのこと。オジュウチョウサン号の今後ますますの活躍が楽しみです。



和田 正一郎 調教師



石神 深一 騎手



長沼 昭利 厩務員

美浦ステークスを観戦しませんか？

美浦トレーニング・センターの開設40周年を記念した「美浦ステークス」が中山競馬場（千葉県船橋市）で開催されます。例年12月に開催されておりましたが、今年は3月に開催されます。「美浦」を冠した年に1度のレース開催にあたり、中山競馬場に15組30名の方をご招待します。

☆レース開催日 3月25日(日)中山競馬場第10R

往路：役場発午前8時30分、復路：中山競馬場発午後4時30分を予定

※役場から中山競馬場へ送迎します。詳細は当選者への返信ハガキでお知らせします。



◇応募資格 村内にお住まいの20歳以上の方

※ご同伴の方も村内にお住まいの方に限りませんが、年齢要件はありません。

◇定員 15組30名(定員を超えた場合は、昨年参加されていない方を優先のうえ抽選)

◇応募方法 往復ハガキに以下の必要事項を記入し、ご応募ください。

※お一人様につき1回のご応募のみ有効です。

- ・往信表面 〒300-0492美浦村大字受領1515 美浦村役場企画財政課「美浦ステークス」観戦係
- ・往信裏面 郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号(当日連絡の取れる番号)、同伴者の氏名・住所・年齢
- ・返信表面 応募者の郵便番号、住所、氏名
- ・返信裏面 何も書かないでください。

◇応募締切 2月28日(水) 必着

◇問合せ 役場企画財政課 ☎ 029-885-0340 ※当落に関するお問合せには応じられません。



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないですか？

身近に潜む「トラブル」「消費者被害」を
防ぐための役立つ情報をお届け！

カニの勧誘電話にご用心

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情がわからず承知したという。

帰宅後に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた番号へ電話し、「注文を取り消したい」と伝えたと承された。キャンセルできたか不安だ。
(当事者：60歳代 男性)

【ひとこと助言】

カニ等の海産物の勧誘電話を受け、「強引に契約をさせられた」「断ったのに商品が届いた」「キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない」「家族が注文したと思い返事をしてしまった」等の相談が多数寄せられています。

家族が注文したか不明な場合は、本人に確認してから返事をする等、即答せずに冷静に対応することが大切です。電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。

業者と連絡が取れない等、不安なとき、困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

クレジットカードの利用明細書は必ず確認しましょう

クレジットカード会社から「口座残高不足」の案内が届いた。慌てて利用明細書を確認したところ、20万円以上の請求があり、ほとんど心当たりがない請求だった。改めて以前届いた明細書も見直してみると、約1年間で合計60万円ほどの利用した覚えのない請求があった。不正利用ではないかと思う。明細書を確認していなかった非は認めるが、どうにかならないか。
(当事者：70歳代 男性)

【ひとこと助言】

クレジットカード会社から送られてくる利用明細書に、利用した覚えのない請求が含まれていたという相談が寄せられています。

クレジットカード会社の調査等により、第三者による不正利用だったことが分かる場合もあります。利用明細書は必ず定期的に確認することが大切です。クレジットカードを利用した際に受け取った伝票等と突き合わせ、確認をしましょう。利用した覚えのない請求があったら、早急にクレジットカード会社はその旨を連絡しましょう。

困ったときは、消費生活センター等にご相談ください。

(以上2件 国民生活センター「見守り新鮮情報」より)

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約下さい。

【開催日時】3月9日(金)午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター(消費生活相談全般) ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン(全国共通) ☎188 ※3桁で繋がります。

◇県警悪質商法110番(訪問販売や悪質業者に絡む各種相談)
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

農地法の定めにより

農地の権利移動・転用等には

手続きが必要です



農地法では、国民に対する食糧の安定供給の確保に資することを目的に、農地の権利移動の統制、農地転用の統制等の仕組みを定めています。

農地の権利移動をするとき

農地を耕作目的で売買や貸借する場合には、



農地法第3条の規定により、その農地の所在する農業委員会の許可を受ける必要があります。

この許可を受けていない農地の売買は効力が生じないとされていますので、対価を支払ったとしても許可が受けられないと所有権は取得できません。

なお、農地の賃貸借については、主に農業経営基盤強化事業計画の利用権設定申請で対応しています。

▼農地法第3条申請の許可基準の主なもの

次のいずれかに該当する場合は許可されません。

- ・取得者が取得する農地のすべてを耕作すると認められない場合
- ・取得者の耕作面積が現在耕作している面積と取得する面積を含め5千㎡に満たない場合
- ・農地を効率的に利用すると認められない場合
- ・周辺の農地の利用に悪影響を与える可能性がある場合

◇申請の受付 毎月25日（25日が土・日・祝日の場合は、その前日または前々日）ま

で、申請のあったものはその月の定例総会で協議します。

※新規就農希望者には、農業委員会に経営計画等の提出と面談を実施しています。

農地の転用をするとき

土地の用途を、農地から住宅・工場・倉庫・駐車場・資材置場・植林等に変更する場合は、農地法第4条または第5条の規定により、県知事の許可（転用する農地が4万㎡を超える場合は農林水産大臣との協議）が必要になります。なお、許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には、農地法違反となり、工事の中止や

原状回復等の命令がなされる場合や、罰則規定の適用を受ける場合もあります。

▼農地法第4条申請

所有者自らが、農地を農地以外のものに転用する場合の申請となります。

▼農地法第5条申請

農地を買い、または借り受けて、農地以外の目的に供する場合の申請となります。

◇申請の受付 毎月25日（25日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）までに申請のあったものを、その月の定例総会で協議します。

※市街化区域内の農地を転用する場合には、その農地の所在する農業委員会にあらかじめ届け出れば、届出受理書が通知され、許可を受けなくても転用することができます。

農地の改良をするとき

農地の改良とは、農地の効率的な利用を図るために、現に耕作している農地を盛り土、削土、施肥等により、形質を変更する一連の行為のことを指します。

農地の改良を行う場合には、事業を実施する1カ月前まで

に、その農地の所在する農業委員会に協議書を提出しなければなりません。農業委員会は、協議書を基に定例総会の日協議し、農地等の改良に対する同意・不同意を申請者に通知します。

農地の相続をするとき

農地を相続（遺産分割、包括遺贈を含む）、時効取得等で、許可を要せずに取得した場合には、その農地が所在する農業委員会への届出が必要になります。なお、届出は農地の取得日から概ね10カ月以内に行ってください。



美浦村農業委員会の定例総会は、原則、毎月10日に行っています。

事業内容により他法令にも該当する場合があります。

各申請について、申請に必要なもの等の詳細については、役場経済課内農業委員会事務局 ☎02918851034 0（内線211）へお問い合わせください。

収 納

お問合せ
役場収納課滞納対策係
☎ 029-885-0340
(内) 130・131

～納税の公平性を保つために～

滞納処分を強化しています

村では、滞納者と納期限までに納付して下さっている大多数の皆さまとの公平性を保つために、滞納処分を厳正に執行しています。皆さまが納めている税金は、福祉や教育などの貴重な財源となりますので、納期限内の納税にご協力をお願いします。

滞納処分について

税金は、納期限までに納税者の皆さまに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。納税者が納期限までに納税せず、督促状を送達したにも関わらず完納されない状態を「滞納」といいます。

◎村税を滞納した場合に課されるもの

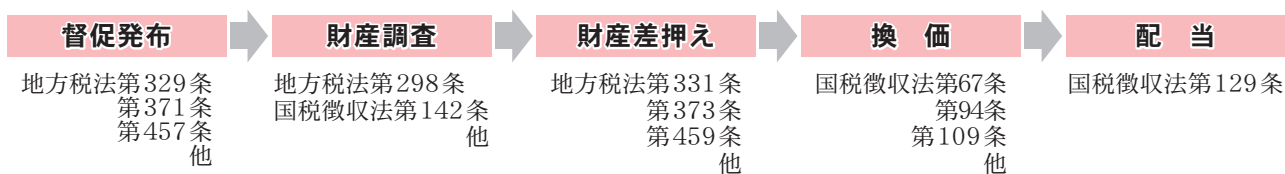
- ・督促手数料
- ・延滞金（滞納額に対し、納期限後1カ月以内は特例基準割合に年1%を加算した割合を、1カ月以降は特例基準割合に年7.3%を加算した割合を乗じた額）

※平成30年においては、納期限後1カ月以内の率は年2.6%、1カ月以降の率は年8.9%となっています。

滞納処分までの流れ

国や地方公共団体には、その財政基盤を確保するために、租税等の債権について、裁判所等の司法の執行機関を通じてではなく、自ら強制的に徴収することができる「自力執行権」が認められています。

村では、滞納者に帰属する財産について、一連の処分（差押え、換価、配当）による強制換価手続（滞納処分）を行うこととなります。



各種差押えの対応について

不動産差押え

滞納者に対する差押書の送達によって行い、法務局に差押えの登記を嘱託します。

また、質権や抵当権を設定している金融機関等の権利者にも差押えの通知をします。

差押え後も完納されない場合は、公売により換価します。

預貯金差押え

第三債務者である銀行等に対する債権差押通知書の送達により行います。

原則として、滞納税額に関わらず、その全額を差押え・取立てます。村では県内の銀行等を中心に、村滞納者の財産調査を順次行っています。

生命保険金差押え

第三債務者である生命保険会社等に対する債権差押通知書の送達により行います。

差押え後も完納されない場合は、保険契約を解約し解約返戻金を取立てます。村では生命保険会社等に村滞納者の財産調査を順次行っています。

給与・年金差押え

第三債務者である給与・年金支払者に対する債権差押通知書の送達により行います。

生活の保護等の観点から一定部分の差押えは禁止されていますが、給与・年金は継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額的全額を徴収できるまで差押えの効力が及びます。

売掛金差押え

第三債務者である取引(売掛)先に対する債権差押通知書の送達により行います。

原則として、滞納税額に関わらず、その全額を差押え・取立てます。継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額的全額を徴収できるまで差押えの効力が及びます。

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内) 113・132・135

高額介護サービス費の 上限額の一部が変わります

介護保険では、1カ月ごとの利用者負担が上限額を超えたとき、申請によりその超えた額を高額介護サービス費として払い戻しています。平成29年8月利用分から、その上限額の一部が変わります。

【どうして上限額が変わるの？】

高齢化が進み、介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平性を保ち、負担能力に応じた負担をお願いするため、世帯のどなたかが住民税を課税されている方（第4段階の方）の上限額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。なお、第1～第3段階の方に変更はありません。

利用者負担段階区分		上限額（月額）
第4段階	現役並み所得者※	44,400円
	一般 (住民税課税世帯で、現役並み所得者に該当しない方)	平成29年7月まで 37,200円
		平成29年8月から 44,400円

※現役並み所得者とは…同一世帯に住民税課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。

◎3年間の時限措置があります

利用者負担段階が『一般』の方は上限額が44,400円（月額）となりますが、長期に介護サービスを利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、3年間に限り年間446,400円（37,200円×12カ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。

国民年金後納制度について

▶年金額アップ・年金の受給資格を得られます

後納制度は、過去5年間に納め忘れた保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去5年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できるのは平成30年9月30日までとなっています。

▶ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
 - ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方など
- ※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

▶お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【ねんきん加入者ダイヤル】 ☎0570-003-004（ナビダイヤル）

※050で始まる電話からおかけになる場合は、☎03-6630-2525

▶受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後7時 / 第2土曜日 午前9時～午後5時

※第2土曜日を除く土曜日、日曜日、祝日はご利用いただけません。

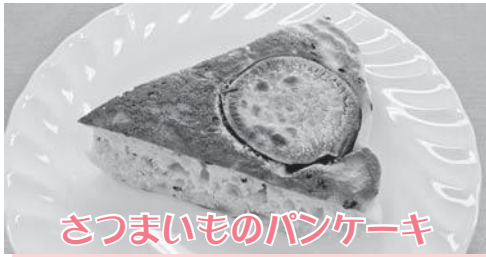
けんこうレシピ



美浦村食生活改善
推進員協議会

～フライパンでできる簡単ケーキ～

■問合せ 美浦村食生活改善推進員協議会事務局(保健センター内) ☎029-885-1889



さつまいものパンケーキ

◇材料(フライパン直径26cm 1枚分)

さつまいも：200g、プレーンヨーグルト：100g、
卵：1個、ホットケーキミックス：150g、黒いり
ごま：大さじ1、サラダ油：大さじ1/2

◇栄養価(1/6枚分)

エネルギー：177kcal、タンパク質：4.2g、
脂質：4.4g、食物繊維：1.5g、食塩相当量：0.3g

1. さつまいもはよく洗い、皮付きのままラップにくるんでやわらかくなるまで電子レンジで約5分加熱する。※蒸してもよい。
2. 1を厚さ5mm位に切り、飾り用に5～6枚取り分け、残りをフォークなどでつぶす。
3. つぶしたさつまいもにヨーグルト・卵を加えよく混ぜ、さらにホットケーキミックス・ごまを加え、粉っぽさがなくなるまでさっくりと混ぜる。※固い時は牛乳か水で調整する。
4. フライパンにサラダ油を熱し、一度火からおろし、飾り用のさつまいもを並べ、その上から3を流し入れる。
5. 蓋をして20秒ほど強火で焼き、焦げないように弱火で約7分焼き、裏返して約3分焼く。竹串をさして、何もついてこなければ出来上がり。

食生活改善推進員協議会では、小さいお子様から高齢者の方まで幅広く食に関してお手伝いをしています。その一つとして、福祉介護課とタイアップした「介護予防教室」では、さつまいものパンケーキの試食をしていただきながら、骨粗鬆症予防のために大切な「カルシウムのお話」をペープサートを使って楽しんでいただきました。さつまいものパンケーキはとても手軽な材料で簡単にでき、年代を問わず美味しく食べられる手作りおやつです。ぜひ作ってみてください。

高齢者の肺炎球菌定期予防接種は

3月31日まで

【対象者】

- ・今年度中に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方
- ・60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器疾患、ヒト免疫不全ウイルスによる疾患で身体障害者手帳1級を取得している方

※転入や紛失等で予診票等をお持ちでない方は、保健センターへお問い合わせください。

3月の乳幼児健診

《受付》

午後1時～1時45分

- ・4カ月児健診 3月12日(月)
対象：平成29年11月生
- ・3歳児健診 3月5日(月)
対象：平成26年12月～
平成27年1月生

休日当番医

診療時間：午前9時～午後4時

都合により当番医を変更することがあります。

※問合せ：なるしま内科医院 ☎029-869-4820

2月	18日(日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック 佐倉クリニック	阿見 稲敷	☎029-801-3387 ☎029-892-7011
	25日(日)	市川ファミリークリニック 江戸崎ひかりクリニック	阿見 稲敷	☎029-843-3301 ☎029-834-5777
3月	4日(日)	はたかわ医院 ゆはらクリニック	美浦 稲敷	☎029-885-2358 ☎029-894-2002
	11日(日)	かない皮フ科 いわき内科クリニック	阿見 稲敷	☎029-888-8188 ☎029-875-5100
	18日(日)	印南クリニック 江戸崎病院	阿見 稲敷	☎029-834-2222 ☎029-894-2611

美浦村子育て情報



問合せ

子育て支援センター(みほふれ愛プラザ内) ☎029-885-6511 *午前9時30分～午後6時(日曜・祝日休館)

☆離乳食教室を開催します



月齢に応じた食材の味付けや、調理の工夫等、栄養士さんとお話しながら調理してみませんか？

- 【日時】 2月27日(火) 午前10時～正午
- 【場所】 みほふれ愛プラザ2階研修室
- 【内容】 2回食・3回食の調理・試食
- 【講師】 村保健センター栄養士 福岡さん
- 【対象】 村内在住の概ね7カ月～1歳のお子さんの保護者
*お子さんは無料で託児します。
- 【締切】 2月20日(火) *要予約
- 【申込み・問合せ】 子育て支援センター

子育てQ&A ～おもちゃの貸し借りについて～

Q 友達が遊んでいるおもちゃを何も言わずに取ってしまいます。どのように対応したらよいでしょうか？



A 2歳前後はお友達との関わりもまだ自己中心。大人が「貸してって言おうね(言えない子は両手を重ねたサインを示す等)とルールを伝えて実際にやらせてみるのがポイントです。

うまくいなくても、「もう一つあるからこっちで遊ぼう」「後で貸してもらおうね」と子どもの気持ちを受け止めながら、仲介に入ってあげましょう。

おもちゃの貸し借りは、相手がいて何度も繰り返すことで学んでいくことができます。上手にできたら、たくさん褒めてあげましょう。

(監修=美浦村子育て相談員 枝松慎次郎先生)

子育てひろばのご案内

ぴよ:ぴよぴよサロン ◇対象 2カ月～1歳3カ月、妊婦さん **火曜日午前10時～11時30分**
*月に一度、保健師、助産師、栄養士による「**育児相談(育)**」を行っています。

ぷち:ぴよぴよぷち ◇対象 2カ月～9カ月、妊婦さん **木曜日午後1時30分～1時50分**

よち:よちよちルーム

◇対象 1歳児(H27.4.2～H28.4.1生)
水曜日午前10時～11時30分

エン:エンジョイ子育て ◇対象 未就学児
金曜日午前10時～11時30分

♥:お楽しみタイム ◇対象 未就学児
月曜日、第1・3土曜日:午前11時15分～、火・水・金曜日:午後2時45分～(5～15分程度)

🏠:わいわいタイム ◇対象 未就学児
火～金曜日:午後3時30分～3時45分

おも:おもちゃ図書館

◇対象 未就学児・障がいのある方
第2・4土曜日:午前10時～11時30分

3月の子育てひろば

日	月	火	水	木	金	土
				1 ぷち 🏠	2 エン ♥	3 ♥
4	5 ♥	6 ぴよ ♥	7 よち ♥	8 ぷち 🏠	9 エン ♥	10 おも ♥
11	12 ♥	13 (育) ぴよ ♥	14 よち ♥	15 ぷち 🏠	16 エン ♥	17 ♥
18	19 ♥	20 ぴよ ♥	21	22 ぷち ♥	23 エン ♥	24 おも ♥
25	26 ♥	27 ♥	28 ♥	29 ♥	30 ♥	31 ♥



子育て支援センターは、未就学児とその保護者が一緒に遊んで交流できる場です。子育て情報の提供、子育てに関する相談等を通じて子育て支援を行っています。お気軽にご利用ください。



お知らせ

※局番は029

美浦村役場	☎885-0340
みほふれ愛プラザ	☎885-6511
子育て支援センター	同上プラザ内
中央公民館	☎885-4451
中央公民館図書室	☎885-8442
文化財センター	☎886-0291
光と風の丘公園	☎885-6711
保健センター	☎885-1889
美浦水処理センター	☎885-0720
大谷時計台児童館	☎885-0597
木原城山児童館	☎885-1064
大谷保育所	☎885-1549
木原保育所	☎885-4488
社会福祉協議会	☎885-0038
デイサービスセンター	☎885-8885
老人福祉センター	☎885-7080
シルバー人材センター	☎886-0007
消費生活センター	☎885-7141
美浦村商工会	☎885-2250

美浦村ホームページアドレス：

<http://www.vill.miho.lg.jp/>

Eメール：info@vill.miho.lg.jp

非常勤一般職員 (保育士)募集

村では、非常勤の保育士を募集します。

- ◇職務内容・募集人数 乳幼児の保育・3名程度
- ◇応募資格 美浦村に通勤可能な65歳未満の方で、保育士免許を有する人または平成30年3月31日までに取得見込みの方
- ◇報酬額 日給8000円
- ◇勤務場所 村内の保育所
- ◇勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(月に数回早番・遅番有り)

※短時間でも相談に応じます。
◇欠格事項 地方公務員法第

16条欠格事項に該当する方は応募できません。

◇応募方法 村指定の登録申込書を役場総務課に提出してください。

※登録申込書は、役場総務課で交付または村ホームページから取得可能。

◇選考方法 後日、応募者に通知します。

◇問合せ 役場総務課人事担当

春季全国火災予防運動

「火の用心

ことばを形に

習慣に」

3月1日(木)～7日(水)までの一週間、全国一斉に「春

の火災予防運動」が実施されます。

春はまだまだ寒い日々が続き乾燥しているため、火災が多く発生しています。火災の多くは、たばこの不始末、コンロの消し忘れ等、ちょっとした不注意で起きます。火の取扱いは、後始末には十分注意しましょう。

また、住宅用火災警報器は火災の発生をいち早く知らせ被害を最小限に防ぎます。電池の寿命は約10年です。これを機に点検を実施しましょう。

皆さんの習慣が火災を未然に防ぎ、安心安全な街を作ります。

◇問合せ いなほ消防署 ☎029-892-0119

第21回梅朝基礎落語

好文亭梅朝(こうぶんでいばいちょう)さんの楽しい落語をどうぞお楽しみください。※予約不要。当日開始時間までに文化財センターにお越しください。

◇日時 3月4日(日)午後1時30分

◇演目 厩火事(うまやかじ) 会場・問合せ 文化財センター

直売所向け「切り花・野菜の栽培講習会」

◇日時 2月20日(火)午後1時30分～3時

◇会場 みほふれ愛プラザ2階研修室

◇対象者

- ・直売所出荷者
 - ・新たに農業を始める方
 - ・花や野菜作りに興味のある方
- ※誰でも自由に参加できます。事前申込不要。

◇内容 キクやアスター等の切り花の栽培ポイント、ドライフラワー向け切り花の栽培と加工方法、とうもろこしや枝豆等の夏野菜の栽培

やまゆり運動教室 参加者募集

いつまでも元気に過ごしていけるよう、介護予防を目的とした教室です。

◎やまゆり運動教室(一般介護予防事業) 4～6月コース

◇日時 毎週水・金曜日(週2回)、午後1時30分～3時30分

※原則3カ月。

◇会場 美浦村デイサービスセンター

◇内容 個人の体力に合わせて、トレーニングマシンを用いた筋力トレーニング

◇対象者 村内在住の65歳以上で、医師の指示による運動制限がない方

◇定員 8名程度

※先着。定員を超えた際は次のコースへご案内します。

◇費用 1回200円
◇申込・問合せ 地域包括支援センター(役場福祉介護課内・内線135)

培ポイント、農産加工品のワンポイントアドバイス等
◇主催・問合せ 稲敷地域農業改良普及センター ☎029-892-2934

美浦村社会福祉協議会 正規・臨時職員募集

◎ 自立支援センターホープ指

導員《正規職員》

◇ 募集人数 1名

◇ 応募資格 昭和53年4月2

日以降に生まれた人

◇ 雇用期間 平成30年4月1

日から

※ 早期勤務開始希望は要相談。

◇ 給与 社会福祉協議会給与

等に関する規定による

◇ 試験方法 面接試験、論文

試験

◎ 自立支援センターホープ指

導補助員《臨時職員》

◇ 募集人数 1名

◇ 応募資格 昭和38年4月2

日以降に生まれた人

◇ 雇用期間 平成30年4月1

日から1年間(更新あり)

※ 早期勤務開始希望は要相談。

◇ 給与 日給6800円×7

600円(所有資格による)、

交通費支給、社会保険加入、

賞与年2回、処遇改善加算、

有給休暇あり、その他規程

に基づき支給

※ 昇給あり。

◇ 試験方法 面接試験

◎ 共通事項

◇ 応募資格

・ 経験不問(実務経験、看護師や介護等の資格があればなお可)

・ 普通運転免許(AT限定可)を有する人

◇ 勤務場所 美浦村自立支援

センターホープ

※ 土日祝日、年末年始休業。

◇ 勤務時間 午前8時30分～

午後5時15分

◇ 試験日等 2月実施予定

※ 詳細については応募者に通

知します。

◇ 応募方法 2月20日(火)ま

でに自筆の履歴書を社会福

祉協議会に提出。

※ 正規職員、臨時職員の希望

を記載すること。

◇ 問合せ 村社会福祉協議会

難病患者支援費の ご案内(3月支給)

村では、難病患者の方に対し「難病患者支援費」を年2回支給(4～9月分を9月支給・10～3月分を3月支給)しており、支給の申請手続きはその都度必要です。

支給の対象となる方は、申請期間内に役場福祉介護課で次のとおり申請してください。

※ 申請書は、役場福祉介護課に配置してあります。

◇ 支給対象者 次のすべての要件を満たす方。

・ 村内に居住し、住民基本台帳に記録されていること。

・ 指定難病特定医療費受給者証の交付を受けていること。

・ 第一種社会福祉事業の施設に入所していないこと。

・ 生活保護法による扶助を受けていないこと。

◇ 申請に必要なもの

・ 指定難病特定医療費受給者証

・ 印鑑

・ 新規、口座変更、銀行統廃

合の場合は、振込先口座の

通帳の写し

◇ 申請受付期間(3月支給分)

2月1日(木)～28日(水)

※ 土・日・祝日を除きます。

◇ 支援額 月額3000円

※ 申請者個々の金融機関の口座に振り込みます。

◇ 支給対象月 10月～3月分

※ 4月～9月分の支給該当者

で8月に申請をしていない

方は、その間が該当であつ

たことを証明する受給者証

の提示により、最大で12か

月分申請できます。

◇ 申請・問合せ 役場福祉介

護課

◇ 申請・問合せ 役場福祉介

護課

◇ 申請・問合せ 役場福祉介

護課

新事業

広報みほに広告を掲載しませんか？

村では地域産業の発展と新たな財源の確保を目的として、広報みほ平成30年4月号から翌年3月号に掲載する有料広告を募集します。申し込みは年度単位(12カ月連続の掲載)を原則としますが、空き状況によっては1カ月分のみ掲載も可能です(随時募集)。ぜひご検討ください。

■ 募集期限 平成30年2月21日(水) ■ 募集対象 事業の広告(イベント等の告知も可)

■ 規格・枠数 共通サイズ・縦40mm×横85mm

①裏表紙下段(カラー) 2枠

②表・裏表紙以外の下段(モノクロ) 6枠

4月号から表紙と裏表紙が毎号カラーに!

※ 1事業所1枠としますが掲載枠の空き状況により2枠を合併(全枠・縦40mm×横170mm)として申し込むこともできます。その場合の掲載料は2枠分として換算します。

■ 掲載料 ①50,000円/年(空き状況による1カ月分のみ掲載は4,500円/月)

②30,000円/年(空き状況による1カ月分のみ掲載は2,700円/月)

■ 決定方法 申し込み多数の場合は村内の企業等を優先したうえで抽選を実施して決定します。

■ 掲載期間 平成30年4月号～翌年3月号 ■ 発行部数 毎号6,000部

※ その他詳細につきましては村ホームページをご覧ください。

■ 申込・問合せ 役場総務課

▶ 次ページに広告イメージを掲載しています。

放課後児童クラブ 入会児童募集

児童館では、小学校の放課後に大谷時計台児童館・木原城山児童館・安中小学校で開設している「放課後児童クラブ」の平成30年度入会児童を募集します。

◇対象児童 仕事や病気等、保護者の事情により放課後家庭において健全な育成を受けることができない小学1～6年生

◇利用時間 放課後から保護者が迎えに来れる時間まで ※最長で午後6時15分まで。

◇申込方法 各児童館で配布している「入会申請書」と家庭状況に応じた「各種証明書」用紙(村ホームページでもダウンロード可)を、加入を希望する児童館に提出してください。

※安中小学校で開設している放課後児童クラブ「安中区児童クラブ」への加入を希望する場合は、大谷時計台児童館に必要書類を提出してください。

◇申込期間 2月21日(水)～2月28日(水)午前9時30分

午後5時30分

※土・日を除きます。

※入会した児童の保護者の方には、児童クラブ保護者会に加入していただく必要があります。(年会費…一世帯につき1000円)

◇問合せ 大谷時計台児童館、木原城山児童館

稲敷東部台都市計画ごみ焼却場決定案の縦覧

平成29年10月20日に説明会を行った、稲敷東部台都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の決定について、都市計画案を次のとおり縦覧します。案に対してご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

◇縦覧期間 2月7日(水)～2月20日(火)

※閉庁日を除く。

◇意見書提出方法 縦覧場所に備付けの意見書に必要事項を記載し、期限内必着にて持参または郵送にて提出してください。

◇提出期限 2月20日(火)

◇提出先 稲敷市長田口久克 稲敷市都市計画課 撥(〒300-0059 稲

敷市犬塚1570番地1

◇縦覧場所・問合せ 稲敷市都市計画課 ☎029-1892-2000

オストミー講習会

◇日時 2月25日(日)午前10時～午後2時30分

◇内容 人工肛門・人工膀胱保有者ための講習会

※専門看護師の講演・相談、懇談会、装具の展示等。

◇会場 市民ホールやたべ2階大会議室(つくば市谷田部4711番地)

※駐車場あり。

◇参加費 1000円(資料、お弁当代他)

◇申込締切 2月19日(月)

◇申込・問合せ 公益社団法人日本オストミー協会茨城県支部南部地区センター長(北村) ☎029-187616838

母子父子福祉住宅 手当(3月支給)

村では、借家住まいの母子父子家庭の方に対し、母子父子福祉住宅手当を年2回(9月と3月)に支給しています。

◇対象 美浦村に住所を有し、次の要件を満たしている母子家庭または父子家庭の方

- ・自家住宅を所有せず、住まいを有料で借りている方
- ・児童扶養手当の所得制限の範囲内にある方
- ・同一世帯内に村の税および使用料の滞納者がいない方

◇手当の額 月額4000円

◇申請方法 母子・父子福祉住宅手当申請書、村税等確認同意書、住居賃貸契約書の写し、家賃に係る領収書の写し、印鑑、振込先の分かるものを持参のうえ、村教育委員会子育て支援課へ直接申請してください。申請は支給ごとに毎回必要です。

◇後期(3月)支給分申請期限 3月16日(金)

◇問合せ 村教育委員会子育て支援課(役場内)

村の交通事故発生状況 (12月1日～31日)

	年累計
発生件数	2 (25)
負傷者数	2 (31)
死者数	0 (1)

12月31日現在死者ゼロ継続188日

(広告欄)

《広告イメージ》

- ・裏表紙広告も同じサイズです。
 - ・裏表紙広告はカラー、表紙裏表紙以外のページに掲載する広告はモノクロです。
- 皆さんのお申込みをお待ちしております。

暮らしのことならお任せください!

△△△商店

美浦村☎☎1111-11
☎029-885-0000



広告に関する一切の責任は各広告主に帰属し、村がその内容について推奨等をするものではありません。

元気いばらき就職 面接会(水戸会場)

若年者や離職され休職中の方を対象に、合同就職面接会を開催いたします。複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。

※参加費無料。

◇日時 2月15日(木)午後1時30分～3時30分(午後1時～受付)

◇会場 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室

※来場は公共交通機関をご利用ください。(JR水戸駅から徒歩約10分)

◇対象者 若年者や離職中の求職者

◇参加事業所 約30社

◇問合せ 県労働政策課いばらき就職・生活総合支援センター ☎029-1233-1576

茨城県の 特定最低賃金改正

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、改正決定されます。

した。使用者と労働者が合意し「特定最低賃金額」未満の賃金で労働契約を結んでも、その賃金は無効とされ「特定最低賃金」が適用されます。

- ・鉄鋼業 時間額892円
- ・はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 時間額859円
- ・計量器・測定器・分析機器
- ・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品
- ・光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業 時間額855円
- ・各種商品小売業 時間額828円

※次の①～③に掲げる者等は特定最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金(時間額796円)が適用。

- ①18歳未満または65歳以上の者
- ②雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中の者
- ③清掃、片付けの業務に主として従事する者

◇効力発生日 いずれも平成29年12月31日

◇問合せ 茨城労働局賃金室 ☎029-1224-6216、最寄りの労働基準監督署

切れた電線には触らないで!

積雪の影響による樹木接触や樹木倒壊等により、電線が切れてしまう場合があります。切れて垂れ下がっている電線には、絶対に手を触れないでください。電線に樹木や看板アンテナ等が接触している場合も大変危険です。見つけたら、すぐに東京電力パワーグリッドへご連絡ください。

◇東京電力パワーグリッド ☎0120-995100

7、ホームページ (<http://www.tepco.co.jp/pg/index-j.html>)

《TEPCO速報》

居住地域を登録すれば、停電・雨雲・地域情報等をプッシュ通知でいち早くお知らせします。(ダウンロード方式) (http://www.tepco.co.jp/infolsp_app-j.html)

美浦村 メガソーラー

(単位: kWh)

12月の発電量
160,879

累計(今年度)
2,199,924

堅穴住居復元プロジェクトに参加しませんか?

平成15年度に住民有志によって屋外展示物として復元され、陸平貝塚公園のシンボルとなっていた堅穴住居が、昨年11月に残念ながら焼失してしまいました。長年親しまれてきた堅穴住居を惜しむ声も多く、また、歴史教材として公園に欠かせないものであることから、平成30年度に住民参加プロジェクトとして、再び手作りで復元することになりました。

つきましては、下記のとおりプロジェクトの参加者を募集します。みんなで縄文時代を学びながら、できるだけ忠実に、そして楽しみながら、新たなシンボルとなる堅穴住居を復元していきたいと考えています。建築等の知識・技術の有無は問いませんので、興味のある方はぜひご参加ください。

- 期間 平成30年4月から平成31年3月までの間、土日を中心に20日程度実施予定
- 内容 勉強会、設計、木の伐採などの材料調達、組立・屋根葺き等の復元作業等
- 申込方法 電話もしくは窓口で3月31日までにお申込みください
- 申込・問合せ 美浦村文化財センター ☎029-886-0291 (美浦村土浦2359)



平日住民課窓口に来られない方へ

◎住民課窓口時間延長

毎月第2・第4水曜日実施。

※祝日の場合はその前開庁日。

◇2月・3月の実施日時 2月14日・28日、3月14日・28日、午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり

※転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証 明書の休日交付(電話予約)

※事前に平日の午前8時30分～午後5時までに電話予約

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇カード申請のお手伝い マイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、タブレット端末を利用してカードの申請をするお手伝いをします(写真撮影無料)。次のものをお持ちください。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

いただければ、土・日・祝日に受け取ることができません。

※ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◎マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

◇2月・3月の実施日時 2月11日、3月11日、午前8時30分～午後0時30分

◇マイナンバーカードの休日交付・申請補助

2・3月の第2日曜日実施。マイナンバーカードを受け取るができます。

・個人番号カード交付申請書 兼電子証明発行申請書

・本人確認書類(運転免許証、パスポート等写真付き公的身分証明書)

※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳等2点をご用意ください。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

茨城司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、相続登記に関する相談を県内の各司法書士事務所において無料で実施します。

※事前に予約が必要です。

◇問合せ 役場住民課

善意

相続登記はお済みですか月間・無料相談

〔社会福祉協議会へ〕

○関東農産株式会社 使用済切手

○匿名1件 使用済切手

〔善意銀行へ〕

○JA茨城かすみ女性部美浦支部 2万5085円

●●●●●●●●●●

ありがとうございます。

お詫び

広報みほ平成30年1月号の掲載内容に誤りがありました。

お詫びして訂正いたします。

なお、インターネット上で掲載している広報みほ電子版(PDFデータ)は正しい内容に訂正してありますことを申し添えます。

◎広報みほ平成30年1月号(ナンバー670)

◇該当箇所 5ページ「むらの話題」故後沢綱吉氏に旭日単光章

◇訂正内容 後沢綱吉氏

・誤 後沢綱吉氏

・正 後沢綱吉氏

◇問合せ 役場総務課

弁護士による法律相談

日時 3月28日(水) 午後1:30～4:00

※3月1日(木)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 3月5日(月)・19日(月) 午後1:00～3:00

※事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先

老人福祉センター ☎885-7080

主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

電話相談 月～金曜日

来所・訪問相談 月・水・金曜日(要予約)

時間

月・水・金曜日 午前9時～午後5時

火・木曜日 午後2時～4時

会場・相談・予約

光と風の丘公園クラブハウス内

☎・☎ 029-885-7080

相談日以外は留守番電話またはFAXで相談を受け付けています。

行政相談

日時 2月23日(金) 午前10:00～正午

場所 役場1階住民相談室

国の仕事のことなどで困ったときにご相談ください。(予約不要)

障がい者相談

日時 2月19日(月)・3月19日(月) 午後1:00～3:00

場所 地域交流館みほふれ愛プラザ

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等何でもご相談に応じます。(予約不要)

問合せ先 役場福祉介護課

2月の納税

※納期限は2月28日(水)です。

固定資産税(4期)

国民健康保険税(6期)

介護保険料(8期)

後期高齢者医療保険料(8期)



新成人にインタビュー！

- ①成人式を迎えての心境 ②今、好きなことや頑張っていること
- ③将来の目標・夢 ④美浦村にひとこと！



(左から)
正慶はるかさん、中鉢みなみさん、成嶋奈々さん

● 正慶 はるかさん

- ①まだあまり実感が無いけど、嬉しく思っています。
- ②ゴルフ場で働いています。今は仕事で精いっぱいです。
- ③色々なことに挑戦していきたいです。
- ④ずっとこのままの美浦村でいてほしいな～

● 成嶋 奈々さん

- ①20歳の実感が湧きません。嬉しい気持ちでもあります。
- ②もう一年学校に通うので、学業に励みたいです。
- ③今学んでいること(デザイン)を活かした事がしたいです。
- ④日本全国、数少ない”村”で生活できて、貴重な経験になったと思います。

● 中鉢 みなみさん

- ①「大人になったんだなあ」という嬉しさと、「なってしまったんだな」という不安のようなものが両方あります。
- ②大学の学生自治会に所属したり、学生生活を謳歌しています。
- ③サービスについて学んでいます。学んだことを活かせるような仕事に就きたいです。
- ④恵まれたこの美浦村で育ってきたことに誇りを持っています。

● 小宮山 翔太さん

- ①まだ実感が無いです。成人を迎えて立派な大人になりたいです。懐かしい友人たちに会えてウキウキ。
- ②人と接することが好きです。親に恩返しをするために、色々な地道に努力したいです。
- ③居酒屋を経営することです。
- ④いろいろな店が増えてほしいです。



(左から)
小宮山翔太さん、瀬戸口亮さん、山田歩夢さん

● 瀬戸口 亮さん

- ①みんなに会えて、みんな変わってなくてウキウキしています。
- ②食品関係の会社で仕事を頑張っています。早く一人前になりたいです。
- ③自分の店(車屋)を持つことです。
- ④もうちょっと店が増えて、街並みが明るくなってくれればなと思います。

● 山田 歩夢さん

- ①20歳になった実感はないけど、自由になれた気がします。
- ②仕事を頑張っています。甥っ子と姪っ子と遊ぶのが好き。
- ③早く結婚して、良いイクメンになりたいです。
- ④もっと明るくなって、美しい村になって欲しいです。